

A3 不動産の移転と同じように、医療機器を「贈与」「譲渡」「賃貸」の三つの方がありません。借入金の承継には、原則金融機関の了承が必要です。

(1) 医療機器の贈与

診療所を後継者が承継するには医療機器等を引き継ぐ必要がありますが、その場合前院長から後継者に医療機器を贈与する方法があります。

贈与の場合、医療機器の相続税評価額は調達価額（一般的には帳簿価額）とされており、調達価額の合計額が110万円の基礎控除額を超えるときは、後継者に贈与税がかかります。

なお、贈与の場合の課税上の取扱いは、後継者が前院長の帳簿価額を引き継ぐもので、前院長の帳簿価額を基に計算した減価償却費が、後継者の事業所得の計算上必要経費になります。

(2) 医療機器の譲渡

医療機器を有償譲渡する場合には以下のような取扱いになります。

(ア) 前院長の所有期間が5年以下の場合

短期譲渡所得に該当することになり、譲渡対価からその資産の取得費及び譲渡費用を控除した譲渡益から、50万円の特別控除を引き、差益がある場合には、前院長に対し給与所得、不動産所得や他の所得と合算し、総合課税により所得税が課税されます。

(イ) 前院長の所有期間が5年超の場合

長期譲渡所得に該当することになり、譲渡対価からその資産の取得費及び譲渡費用を控除した譲渡益から、50万円の特別控除を引き、差益がある場合には、さらに2分の1をして、他の所得と合算されます。

また、譲渡損失がある場合には損益通算ができ、不動産所得等他の所得と相殺して所得税を計算します。

(ウ) 後継者の取扱い

医療機器を購入した後継者は、その取得価額を基に計算した減価償却費を事業所得の計算上必要経費になります。

(3) 医療機器の賃貸（リース）

医療機器を贈与も譲渡もしない場合は、後継者に賃貸することになり、リース料の市場価格を参考に適正なリース料で賃貸することになります。

(ア) 後継者と同一生計

前院長が受取った賃料は収入にならない代わりに、後継者も支払った賃料につ

き事業所得の計算上必要経費なりません。ただし、前院長の医療機器の償却資産税、減価償却費等の経費は、後継者の事業所得の必要経費となります。

(イ) 後継者と別生計

受取った賃料から償却資産税、減価償却費等の経費を引いた金額が前院長の雑所得となり、一方後継者が支払った賃料は後継者の事業所得の計算上必要経費になります。

(ウ) 無償賃貸の場合

後継者と生計が別の場合は、前院長が医療機器に係る費用を負担していたとして、賃料を受取っていないため経費とはなりません。

ただし、生計が同一の場合は、賃料を支払っているときと同様に、医療機器に係る償却資産税、減価償却費等の経費は後継者の事業所得の計算上必要経費になります。

(4) リース契約の場合

リース契約の場合は、リース会社に事業主が変わる旨を連絡し、事業承継後、後継者がリース料を支払うようにすれば、後継者の必要経費となり税務上は問題ありません。

ただし、そのリース契約が売買とみなされているときは、資産を所有し借入金がある形態と判断されます。

(5) 借入金の承継

事業用借入金を承継する場合は、まず債権者（金融機関）の同意を得なければなりません。金融機関が債権者の場合、前院長個人の資産・所得等を基に担保力、与信力を審査して融資を実行していますので、親子間の事業承継であっても単純に債務者を変更することは難しいです。

金融機関が債務者変更に応じたくない場合は、前院長の借入形態を継続し、借入金の残債相当額を前院長から後継者に転貸する親族間貸借の方法をとり、元本・

金利等の返済条件を同一にすれば、借入金を承継したのと同じ効果になります。借入金を後継者に承継しなければ、承継後、前院長は事業所得がなくなり、借入金の支払利息は事業所得を生ずべき経費とはならず、必要経費にすることができません。よって、後継者の事業所得の必要経費にできるように、借入金の承継を実行しておく必要があります。